

## 提出書類

	個人	会社	団体	書類等	備考
県へ提出	○	○	○	林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書	貸付規則様式第1号
	○	○	○	金融機関へ提出した借入申込書一式の写し	
	○	○	○	申請者の所得の状況がわかる書類	所得証明書、確定申告の写し等
	○	○	○	貸付対象事業に係る見積書	
	○	○	○	貸付対象物件のパンフレット等	
			○ △	定款の写し	法人格のない団体は「目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定め」提出
			○ △	法人の登記簿謄本	団体の場合、法人格のある団体のみ
			○ ○	決算書類最新3か年分	
			○ ○	借入に関する総会・役員会の議事録の写し	
		△		確定申告書類（青色申告等）最新3か年分の写し	借入申請額と借入残高が合わせて500万円を超える個人のみ
金融機関へ提出	△	△	△	中古機械のメーカーの稼働証明	中古機械のみ
	○	○	○	林業・木材産業改善資金借入申込書	貸付規則様式第3号
	○	○	○	県へ提出した申請書一式の写し	
	○	○	○	債務保証依頼書、印鑑証明書（事業者及び連帯保証人等）	（独）農林漁業信用基金あて
	○	△	△	個人情報の取扱いについての同意書	事業者が個人及び連帯保証人が個人の場合

※この他の書類についても、提出をお願いすることがあります。

## 書類の提出時期

※申請書提出期限及び償還期日は、該当日が休日の場合はその翌日。

貸付・償還回数	貸付資格認定申請書等の提出期限	貸付決定時期	償還期日
	県（地方局）・融資機関		
第1回	随時	6月中旬	5月20日
第2回		8月中旬	7月20日
第3回		10月中旬	9月20日
第4回		12月中旬	11月20日
第5回		2月下旬	1月20日

- 貸付決定日から30日以内に、借用証書に係関係者の印鑑証明書並びに改善資金で利用される通帳の写しを付して融資機関（貸付けを受ける金融機関）に提出してください。
- 着手（機械の搬入、据付）は、原則として貸付決定後・資金交付後に行ってください。やむをえず貸付決定前に着手の必要がある場合は、「貸付決定前着手届」を、貸付決定後、資金交付前に着手の必要がある場合は「資金交付前着手届」を地方局に提出してください。
- 資金交付から3ヶ月以内を目安に事業が完了するように申請してください。支払完了を以て事業完了となります。



## 注意事項

- 本資金と国庫補助金の併用はできません。
- 償還期間中は導入機械・施設を無断で処分・貸出したり、目的外に使用することはできません。
- その他、借受者の状況等に何らかの変化があった場合は、連絡願います。